平成２６年（フ）第１７号
函館市中道２丁目47番15―301号
債務者　柴田　和則
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５７号
広島県福山市千田町３丁目48番30号　サンフレーア202、住民票上の住所広島県福山市御幸町大字中津原1023番地４
債務者　面田　正樹
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６７号
広島県福山市大門町６丁目13番13号　エルディムエイト201
債務者　井藤　雄司
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６８号
広島県福山市大門町６丁目13番13号　エルディムエイト201
債務者　井藤　和美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２７５号
広島県福山市奈良津町１丁目11番１―１号
債務者　岩下　美栄
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１号
岐阜県大垣市割田３丁目46番地　マンション割田第１―301
債務者　岡崎　エンヒケ　マサオ　カンポス
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
千葉県君津市中野４丁目14番26号　302
債務者　地曳　幸史
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２９号
千葉県木更津市瓜倉1503番地21
債務者　岩嵜　理香
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３１号
千葉県君津市西坂田２丁目６番７号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３２号
千葉県木更津市永井作１丁目４番８号
債務者　古泉　忠雄
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２５２号
岡山県倉敷市玉島八島1877番地２
債務者　片山登喜夫
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５号
岡山県総社市総社1362番地
債務者　津久井優博
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
高知県土佐郡土佐町土居212番地
債務者　川田　恵朗
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９２号
高知市神田233番地１　コーポラス藤岡110
債務者　国沢　啓一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢４地割69番地１、旧住所秋田県鹿角市花輪字向畑82番地１　ＣＡＮＮＯＮ３
債務者　古川　光範
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第６４９号
埼玉県入間市扇町屋４丁目７番25号　ソネット入間103
債務者　蝦名　　守
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６５０号
埼玉県入間市扇町屋４丁目７番25号　ソネット入間103
債務者　蝦名万梨子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部